

令和 3 年 1 月 2 9 日

御殿場市議会議長  
神 野 義 孝 様

御殿場市議会議員政治倫理審査会  
委員長 高 橋 利 典

## 審 査 結 果 報 告 書

令和 3 年 1 月 2 0 日付けで審査付託されました件について、御殿場市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、御殿場市議会議員政治倫理条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

審査対象議員	勝 又 英 博 議員
請求の理由	令和 3 年、年始回りを行い、選挙区内の有権者に対し、お年賀とし菓子折りやカレンダー等を配布したことによる疑義について
審査結果	<p>陳謝文の提出及び議場での朗読が相当であるとする。</p> <p>(理由)</p> <p>請求の理由となった行為は、第 1 に市民の代表者として、また、公職にある者として、不正の疑惑を持たれる行為である。また、その品位・名誉を損なうものであり、市民から疑惑のもたれる行為であることから、御殿場市議会政治倫理条例第 4 条第 1 号の基準に違反していると判断する。</p> <p>第 2 に選挙区内の有権者に対し、お年賀として菓子折りを配布したことを確認し、このことは同条第 3 号の基準に違反していると判断する。</p>

別紙

## 御殿場市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

### 1 審査会の設置

令和3年1月19日付けで市議会議員10名（黒澤佳壽子議員、小林恵美子議員、中島宏明議員、川上秀範議員、阿久根真一議員、林義浩議員、永井誠一議員、芹沢修治議員、杉山護議員、高木理文議員）から御殿場市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第5条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第6条の規定に基づき、審査会設置並びに付議すべきものとし、1月20日に議会運営委員会に報告した後、御殿場市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、議員7名を審査会委員に指名した。

審査会委員氏名（7名）

高橋靖銘議員、菅沼芳徳議員、土屋光行議員、田代耕一議員、勝間田博文議員、勝間田幹也議員、高橋利典議員

### 2 審査の経過

第1回 令和3年1月20日（水） 出席委員7名

議 題	内 容
(1) 委員長の互選について	(1) 指名推選により、高橋利典委員が推薦され、委員長に就任した。
(2) 副委員長の互選について	(2) 指名推選により、勝間田幹也委員が推薦され、副委員長に就任した。
(3) 今後の審査について	(3) 疎明資料について、写真の出所を明らかにするため、資料提供者の出席を依頼することとした。また、審査対象議員1月20日付、弁明の機会の申し出があり了承し、次回審査会出席を求めることとし、次回の日程について協議した。

第2回 令和3年1月21日（木） 出席委員7名

議 題	内 容
<p>(1) 疎明資料の確認について</p> <p>(2) 該当議員弁明の機会について</p> <p>(3) 今後の審査について</p>	<p>(1) 年始の際の持参品の受け取りについて、該当者の家族が持参品について証言する。</p> <p>(2) 審査対象議員より弁明の機会の申し出があり、弁明を行なう。</p> <p>(3) 有識者等に助言を求めることとし次回の日程について協議した。※</p>

第3回 令和3年1月26日（火） 出席委員7名

議 題	内 容
<p>(1) 内容確認について</p> <p>(2) 今後の審査について</p>	<p>(1) 1月14日（木）正副議長事実確認について説明確認した。</p> <p>(2) 有識者による助言の確認をし、今後の対応を協議した。今一度、審査対象議員に確認をすることし次回の日程について協議した。</p>

第4回 令和3年1月28日（木） 出席委員7名

議 題	内 容
<p>(1) 内容確認について</p> <p>(2) 措置内容について</p> <p>(3) 審査結果の報告について</p>	<p>(1) 審査対象議員に配布物の内容等について確認をした。</p> <p>(2) 措置内容を協議した。</p> <p>(3) 審査結果報告書について協議した。</p>

第5回 令和3年1月28日(木) 出席委員7名

議 題	内 容
(1) 審査結果報告書について	(1) 審査結果報告書について協議した。

### 3 審査における各委員の意見

- ・ 審査対象議員の弁明、配布物等の確認を行う際に、議員自身疑わしい行為についての反省の弁が無い。
- ・ 年賀等物品の贈答が寄付行為に抵触するか否か自分の感覚だけで判断している。
- ・ 本人に配布物の確認をしたところ、菓子折りは20から30個、金額は1つ500円から600円ぐらいであるが、品物を持っての年賀の挨拶は法に抵触する恐れがあると思う。
- ・ 品物を持って親戚以外に年賀の挨拶をしたことは事実である。
- ・ 条例に基づく審査と法的な措置は別である。
- ・ 本人が年賀の品物を持って挨拶に行くことが法に抵触していることの認識がない。その部分を理解し反省すべきである。
- ・ 第4回の審査会において、内容確認した際、今後議会に対し反省を述べる等の申し出がなかった。
- ・ 本人に配布物の確認をし、その内容を考慮し審査会で措置をすべきである。
- ・ 配布物の範囲、金額を鑑みても一定期間の停職や陳謝文の提出及び議場での朗読が妥当と考える。
- ・ 今回この騒動があったことは事実である。その際、議員としての自覚の欠如があると感じ議員としては不適格と感じる。
- ・ 公職選挙法の寄付行為に抵触する恐れがあるなか、反省がない。
- ・ 今回の件は、司法の場とは区別し政治倫理条例のなかで審査すべきと考える。
- ・ 条例は罰するための条例ではない。そもそも、本市議会が条例を制定した趣旨を理解し判断すべきである。
- ・ 司法の場で判断が出ていないのに拙速に判断することは避けるべきである。
- ・ 議長、副議長が状況確認した際、注意を行ってもいる。
- ・ 審査対象議員の弁明、配布物等の確認をしたところ、これらを鑑み判断すれば、議員辞職勧告はいかかなものかと思う。
- ・ 条例の抑止力が効かなかったのは事実である。
- ・ 世間を騒がせたことは事実である。
  
- ・ これらの事から、厳重注意が相当と判断する。

- ・これらの事から、議場での謝罪が相当と判断する。
- ・これらの事から、陳謝文の提出及び議場での朗読が相当と判断する。
- ・これらの事から、議員辞職勧告が相当と判断する。

#### 4 倫理基準違反の在否

本行為は、条例第4条第1号の基準に照らして、公職にある者として、不正の疑惑を持たれるものである。また、議会の品位・名誉を損なうものであり市民から疑惑のもたれる行為であることは事実と判断した。

条例第4条第3号の基準に対しては、お年賀として菓子折りを配布したことは事実であり、それがどの程度、法に抵触するかは司法の判断を待つほかないが、本審査会においては、事実親戚以外の者に配布したことは確認した。したがって、寄付行為に抵触する恐れがあると判断した。

#### 5 措置を講じる場合

審査会の措置としては議員辞職勧告が相当とする意見が多く出されたが、この条例を設置した趣旨に鑑み判断することとした。

議長、副議長が状況確認をした際、注意をしている点、また、審査対象議員が議員となって初めての年賀の挨拶であるが、法に抵触する恐れのある行為、テレビ、新聞等で報道されたことにより、今回の事案が広く市民に議会の不信感を与えたのは事実である。

これらを考慮し審査請求事件について慎重に審査した結果、  
『陳謝文の提出及び議場での朗読』が相当と判断する。

今回の措置に対し審査対象議員が承服しなかった場合は、議員辞職勧告等、市民の信頼回復のための措置を講じる意見が多数存在したことを付しておく。

以上を審査会の結果とする。

※意見を求めた有識者は以下の通り 牛山久仁彦（明治大学教授）、三浦正士（長野県立大学助教）、吉澤佑葵（財・行政管理研究センター客員研究員）